

○美郷町低入札価格調査取扱実施要領

平成20年4月9日訓令第17号

改正

平成21年3月31日訓令第27号

平成21年6月1日訓令第30号

平成24年4月1日訓令第23号

平成25年6月1日訓令第19号

平成26年3月26日訓令第1号の1

平成31年1月9日訓令第3号

令和4年3月7日訓令第2号

美郷町低入札価格調査取扱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美郷町低入札価格調査取扱要綱（平成20年美郷町訓令第16号。以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第2条 要綱第3条に規定する調査基準価格は、契約ごとに町長が次に定める額によるものとし、設計価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。

(1) 設計価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 工事等の性格上前号の規定により難しいものについては、適宜の割合とする。

(3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の用語の定義については、原則として、土木系工事にあつては秋田県土木工事標準積算基準書、建築系工事にあつては秋田県営繕工事積算基

準の例による。

- 2 要綱第3条に規定する調査基準価格を定めた場合は、予定価格調書を作成するものとする。

(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)

第3条 入札執行者は、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合には、当該入札に参加したすべての入札者に対して落札決定を保留する旨を告知し入札を終了する。

- 2 要綱第4条第2項に規定する失格判断基準調査を実施する工事においては、入札執行者は、前項により入札を終了したときは、直ちに各入札者の入札価格及び各入札者から入札時に提出された見積内訳明細書に基づき、最低価格入札者による入札が別表に掲げる失格判断基準に該当するか否かを調査するものとする。

- 3 前項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当するものと判定された場合にあっては、要綱第4条第2項に規定する詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。

- 4 第2項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判定された場合にあって、入札価格が設計上の直接工事費の額と共通仮設費の合計以上であるとき又は設計価格に10分の7を乗じて得た額以上であるものについては、詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。

- 5 前2項の規定に該当しない場合又は失格判断基準調査を実施しない場合においては、入札執行者は、最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、詳細調査を行うものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

(2) 工事内訳書

設計図書で定められている仕様及び数量となっていること、資材単価及び労務単価が適切に設定されていること、安全対策が十分であること等。

(3) 手持工事の状況

技術者が適正に配置されることが見込まれること。

(4) 手持資材の状況及び資材購入の予定

必要な資材が確保されることが見込まれること。

(5) 手持機械の状況及び機械リース等の予定

必要な機械が確保されることが見込まれること。

(6) 労務者の供給見通し

労務者の確保計画及び配置予定が適切であること。

(7) 下請負の予定者及び金額

下請価格が適正であり、しわ寄せが生じるおそれがないこと。

(8) 建設副産物の搬出予定

建設副産物の搬出計画が適切であること。

(9) 予定工程表

適切な施工が見込まれる工程となっていること。

(10) 過去に施工した公共工事の状況

過去の公共工事が適切に施工されていること、特に低入札価格調査を経て契約した工事がある場合、適切に施工されていること。

(11) 経営状況

経営状況に問題がないこと。

(12) 信用状態

建設業法（昭和24年法律第100号）違反、賃金の不払、下請代金の支払遅延等がないこと。

(13) その他特に必要と認められる事項

6 入札執行者は、第4項の規定にかかわらず必要であると認めた場合には、前項に掲げる事項の調査を行うことができるものとする。

7 入札執行者は、必要に応じ専門技術職員等の補助を依頼することができるものとする。

8 入札執行者は、詳細調査を行う場合には、調査対象者に対して資料提出依頼書（様式第1号）により資料提出を求めるものとする。

9 入札執行者は、調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」

(様式第2号)を作成するものとする。

(調査結果の報告)

第4条 要綱第5条の規定による調査結果の報告は、低入札価格調査表
その他必要な資料を添えて、審査会に対して行うものとする。

(関係者への通知等)

第5条 入札執行者は、第3条第2項に規定する調査を実施した結果、
落札者を決定した場合は入札結果通知書(様式第3号)により入札参加者
全員に通知するものとする。

2 入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査を実施した
結果、最低価格入札者の入札価格によってその者により契約の内容に
適合した履行がなされると認められたときは、落札決定通知書(様式
第4号)により最低価格入札者に対して落札者として決定した旨を通
知するとともに、入札結果通知書(様式第3号)により他の入札参加
者全員に対してその旨を通知するものとする。

3 入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査を実施した
結果、次順位者を落札者として決定したときは、不落決定通知書(様
式第5号)により最低価格入札者に対して落札者としなないこととした
旨を通知するとともに、落札決定(次順位者)通知書(様式第6号)
により次順位者に対して落札者として決定した旨の通知をするととも
に、入札結果通知書(様式第3号)により他の入札参加者全員に対し
て次順位者が落札者として決定した旨を通知した旨を通知するものと
する。

(失格判断基準調査を実施しない工事)

第6条 要綱第11条に規定する失格判断基準調査を実施することが適当
でないと認められる工事は、原則として総合評価落札方式を適用する
工事のうち性能等に関する技術提案を求めるもの(秋田県総合評価落
札方式運用ガイドラインにおける標準型総合評価落札方式を適用する
工事)とする。

附 則

この訓令は、平成20年4月9日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第27号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日訓令第30号）

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日訓令第23号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月1日訓令第19号）

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日訓令第1号の1）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月9日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月7日訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

失格判断基準

調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。

(1) 当該入札における見積内訳明細書上の費目別金額が次のいずれかに該当すること。

ア 見積内訳明細書上の直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）に相当する額が、設計上の純工事費に相当する額に10分の8乗じて得た額を下回っていること。

イ 見積内訳明細書上の現場管理費に相当する額が、設計上の現場管理費に相当する額に10分の5を乗じて得た額を下回っていること。

ウ 見積内訳明細書上の一般管理費等に相当する額が、設計上の一般管理費等に相当する額に10分の1を乗じて得た額を下回っていること。

なお、入札時に提出された見積内訳明細書上の工事価格と入札価格が一致しないとき（(2)に該当する場合を除く。）は、両者の比率により見積内訳明細書上の純工事費、現場管理費及び一般管理費等を補正した金額を見積内訳明細書上の純工事費、現場管理費及び一般管理費等とみなすものとする。

(2) 見積内訳明細書の未提出又は提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の純工事費、現場管理費及び一般管理費等に相当する額を算出することができないこと。